

品川区教育委員会会議記録

平成19年 第15回 定例会

場 所 教育委員室

期 日 平成19年10月23日

開 会 午後2時03分

閉 会 午後3時48分

出席委員	委 員 長 細川 珠生 委員長職務代理者 徳岡 壽夫 委 員 安尾 久子 委 員 前田 武昭 教 育 長 若月 秀夫
欠席委員	

出席職員	教 育 次 長 長田 正 庶 務 課 長 市川 一夫 学 務 課 長 古里 兌夫 指 導 課 長 河野 美和 小中一貫教育担当課長 藤森 克彦 生涯学習課長 富田 祥子 品川図書館長 工藤 俊一 品川区スポーツ協会事務局次長 本城 善之
------	---

議事運営および
委員長、教育長報告
事項等

署名委員に徳岡委員、安尾委員を指名

件名	日程第1 報告事項1 教育委員会委員の任命について
担当課説明等	庶務課長 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 第25号議案 品川区立学校施設使用条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課	【庶務課長】 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

<p>件名</p>	<p>日程第2 第26号議案 品川区教育委員会規則で定める様式における敬称の表示を改める規則について</p>
<p>担当課</p>	<p>【庶務課長】 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員A) ・どの規則が該当するのか ・該当規則全てを改正するということか ・規則についてのみ読み替えを行うということか (委員B) ・他の自治体の動向はどうか</p>
<p>事務局説明</p>	<p>【庶務課長】 ・本件規則により改正に該当する規則は品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則、品川区立幼稚園条例施行規則、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則、品川区教職員住宅の設置および管理に関する規則、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、品川区立体育館条例施行規則、品川区立学校施設使用料条例施行規則、品川区施設予約システムの利用者登録に関する規則、品川区文化財保護条例施行規則、品川区立文化センター使用条例施行規則、品川区立品川歴史館条例施行規則 ・本件議案の規則制定をもって全ての規則を読み替える。 ・本件規則の制定について、規則で定める様式についてのみ、本件規則で読み替える。その他訓令、要綱で定めるものについては教育長に事務委任されており、別途改正を行う。 ・他の自治体の動向について、このような対応を行っているという話は聞いていない。社会的にも大きな動きとなっていない。他自治体の先鞭を切ったと言えると思う。 ・過去に「殿」を「様」に変更した経緯がある。しかし、時の経過で受け手の意識も変わり、今回のように「様」を使わないように対応が変わった。今後の経過の中で様々な意見や意識の変化で対応を変えていくことはあると思う。今回の変更については区長部局含め、内部で検討した結果このような形となった。 ・委員からの意見については、区長部局の総務課にも伝える。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>(委員C) ・一般的な表記になるということで理解する。 (委員A) ・あまり、「あて」という表記は世間一般にはない。申請書などの宛先に敬称をつけようとするから上下関係を意識させてしまう。単純に「申請先」と記載して部署などを記載する形とする方が良かったと思う。 ・区全体での取り組みであるからこのような対応でよろしいが、責任の所在を明確にすれば良いので、敬称をどうするかを考えるべきことではないと思う。 ・様式を規則で定めている部分についてこのような対応が必要になってくる。様式などについては教育長に委任して良い分野だと思う。より弾力的な運用ができるようにするべきである。</p>
<p>議事結果</p>	<p>原案可決</p>

<p>件名</p>	<p>日程第3 協議事項</p> <p>荏原西地区および八潮地区における統合小中学校の校名候補について</p>
<p>担当課</p>	<p>【学務課長】 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荏原地区の校名は一貫校までの暫定の名称か？2年後に考え直すのか？ ・学園という呼称が学校名に入って良いのか？ <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荏原平塚という意見はあるが、平塚荏原という意見はなかったのか？ <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八潮学園になった場合、「小中一貫校 八潮学園 八潮学園小学校」という呼称はくどくないか？ ・法的には小学校という呼称にならなければならないのか？
<p>事務局説明</p>	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荏原地区の校名について、ここで決定した名称が正式名称として残る。2年後の再検討はない。 ・荏原平塚という案について、荏原の方が広い地域を示しているので、検討部会では両方残すならば荏原平塚で良いだろうとの見解であった。 ・小中一貫校の呼称について、通称として「品川区立小中一貫校 ○○学園」、正式な校名としては「品川区立 ○○小学校」となり、これを連続した呼び方は使用していない。 ・「八潮」のみの名称とすることについて、小中とも八潮小、八潮中があるので、1校だけ校名を残すというのはどうかというのが、地域の方の声である。 ・名称が「小学校」「中学校」でなければならない、という法的な規定はない。
<p>委員意見要旨</p>	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の声としてこのままの内容を区長に見てもらうべき、委員会でこの意見を取捨選択するのではなく、委員会としての意見を付することとする。 ・区としては統一性を保っていきたい。 ・荏原地区は中学校の名称として両校の生徒保護者などが納得できる名前であるべき。 ・八潮地区は小中一貫校を視野に入れて、シンプルかつわかりやすくするべき。 <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荏原地区について、荏原第二と平塚そのままというのはどちらか一方に偏ってしまうので、どちらか一方の校名をそのまま残すということには反対する。 ・八潮学園初等科、中等科というのも良いと思う。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荏原第二、平塚を残したいという気持ちはわかるが、統合後に感情的に難しいものがある。荏原平塚というのもスッキリしないので、荏原中か荏原西中くらいが良いと思う。荏原の第2の項目にあるものはきれいな名前が多く、魅力があるが、あまりに他校とのバランスが離れすぎ。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号が続いている中で荏原第二が抜けてしまうのは寂しい。1～6で2が欠番となる。仕方がないことだが。ただし、ナンバースクールには批判がある。美しい名称ではない。 ・平塚橋というのも風情がある。ただ、良い学校ができれば、その名前は良い名前になる。良い学校を作っていってほしい。 ・八潮については、八潮地区一体2と考えるならば、「八潮」だけでも良いのでは？地域の方の意見を重視すべきだが。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荏原の第2の項目は子どもが考えたもの中心、よく考えてくれている。ありがたい。ただし、好みが出てしまうので、第2の項目は除外すべき。第1の項目で考えるのが無難だろう。荏原中も良いが、他の学校とのバランスがある。荏原平塚中として両方地名を残してあげるのが無難ではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を考えると今後ナンバースクールも見直されていこう。 ・今までの一貫校の流れから、八潮は八潮学園が無難だろう。奇をてらうことはない。 ・慶応大学幼稚舎などという呼称もある。初等科という呼称も魅力がある。 ・学校の名称に学園が入ることについて、問題ないだろう。大学の付属学校などはそれと同じ。 ・八潮については、品川区の統一性を考えれば地域の名前に学園をつけるというのが無難だろう。 <p>(全委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荏原の第2の項目は個性的だが、品川区の統一感から考えると除外すべきだ。
議事結果	了承

件名	<p>日程第4 報告事項2</p> <p>平成19年度前期財務監査の結果について</p>
担当課	【庶務課長】 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さな間違いなどが依然としてなくなる、どのように考えるか。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務の休憩がとられていないという案件についてどのような内容か。 ・納品の確認ができなかったという案件についてどのような内容か。
事務局説明	<p>【庶務課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤りの大小に関わらず事務の誤りはあってはならない。本庁内に比し、誤りが減らないことについての原因としては、学校は数が多く3～4年に1回の割合で監査が実施されるが、副校長や事務職員の人事異動のサイクルもこの程度のスパンで行われ、事務のノウハウ継承が十分されていないというのが原因と考えている。 ・改めて学校の事務処理の確実な執行のために対策を考えていきたい。 ・超過勤務における休憩を取得していない案件について、超過勤務を行う際には、区では法に定めるとおり必ず休憩時間をとらなければならないこととしているが、これを取得せずに連続して勤務していたもの。超過勤務申請の誤りと承認に際する確認の不足であった。 <p>【学務課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品の確認ができなかった案件について、納品は給食の食材であり、現物の確認はできない。本来ならば保管されているべき納品書が紛失していたというもの。今後十分注意する。
委員意見要旨	<p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な事務処理の徹底をお願いします。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね良好と思う。事務局として、人事異動のたびに事務処理の徹底について注意を促すなど、不祥事防止対策をとり、注意していく必要がある。きめ細かな指導が必要だ。今後も努力をお願いします。
議事結果	了承

件名	日程第4 報告事項3 平成19年度特別区人事委員会勧告の概要について
担当課	【庶務課長】 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員C) ・本件勧告による規定整備はどのように対応する予定か。
事務局説明	【庶務課長】 ・規定整備について、内容が確定し次第委員会に付議するが、労使交渉等の関わりもあり、時期等については未定である。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年11月の行事予定について ・平成20年度入学者の希望申請状況の経過報告について（学務課長） ・小中一貫校の研究発表について（小中一貫教育担当課長）
-----	---